

令和7年度  
難病対策地域協議会資料

豊島区における  
災害時要援護者対策

# 1. 災害時要援護者・避難行動要支援者の定義(関係条例)

## 豊島区防災対策基本条例

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (7) 要配慮者 発災時の避難行動、発災後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。
- (8) **災害時要援護者** 要配慮者のうち、**別表第1**に規定する、災害時において特に援護を要するものをいう。
- (9) **避難行動要支援者** 要配慮者のうち、**別表第2**に規定する、避難行動において特に支援を要するものをいう。

(災害時要援護者及び避難行動要支援者に対する施策)

第15条 区長は、**災害時要援護者及び避難行動要支援者を救助し、又は援護する体制が日頃から地域において整備されるよう、次に掲げる各号について必要な支援を行わなければならない。**

- (1) 町会、自治会、民生委員、警察署、消防署等の連携及び協力による体制の整備
  - (2) 区立福祉施設等の介護可能な施設の運営及びサービスの提供を行う事業者の連携及び協力による体制の整備
- 2 区長は、前項に定める場合において、必要があると認めるときは、協定を締結することができる。
- 3 区長は、第1項に規定する施策を推進するため、**災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報のうち別表第3で掲げるものについて、法第49条の11第1項の規定により目的外利用を行い、地域防災組織又は別表第4で掲げるものに対して、同条第2項の規定により外部提供を行い、必要な個人情報を共有させるものとする。ただし、自己等の個人情報を共有させることを希望しない災害時要援護者及び避難行動要支援者に係る個人情報についてはこの限りでない。**
- 4 区長は、**前項に定める共有を行うため、災害時要援護者及び避難行動要支援者の登録名簿を作成するとともに、個人情報の取扱いに関する研修を行い、確実な方法により管理しなければならない。**
- 5 災害時要援護者及び避難行動要支援者は、災害時の自己の安全を確保するため、前各項の趣旨を理解し、協力するよう努めなければならない。

# 1. 災害時要援護者・避難行動要支援者の定義(別紙抜粋)

## 豊島区防災対策基本条例

### 別表第1 (災害時要援護者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳所持者」という。）で、その障害の総合等級が1級から4級までのもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他区長が必要と認める者</li> </ul>

### 別表第2 (避難行動要支援者)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都知事から愛の手帳の交付を受けた者であって障害の程度が1度から3度までのもの又は道府県知事等から療育手帳等の交付を受けた者であって障害の程度がこれらと同程度のもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法による要介護状態区分が要介護度3から5までのいずれかに該当する者</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者であって、総合等級が1級又は2級であり、かつ、下肢機能障害が1級から4級までのもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者であって、体幹機能障害が1級から3級までのもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者であって、移動機能障害が1級から3級までのもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者であって、視覚障害が1級又は2級のもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者であって、聴覚障害が2級又は3級のもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工呼吸器を利用している者であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であり、かつ、その障害の等級が1級又は2級であって、別に、区に名簿登載の申込みをしたもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他区長が必要と認める者</li> </ul>

### 別表第3 (名簿掲載情報)

住所
氏名
年齢
性別
電話番号又はファクシミリ番号
登録事由

### 別表第4 (名簿共有先)

民生委員
警察署
消防署及び消防団
社会福祉協議会
その他区長が必要と認める団体

## 豊島区地域防災計画

### 【名簿掲載情報】

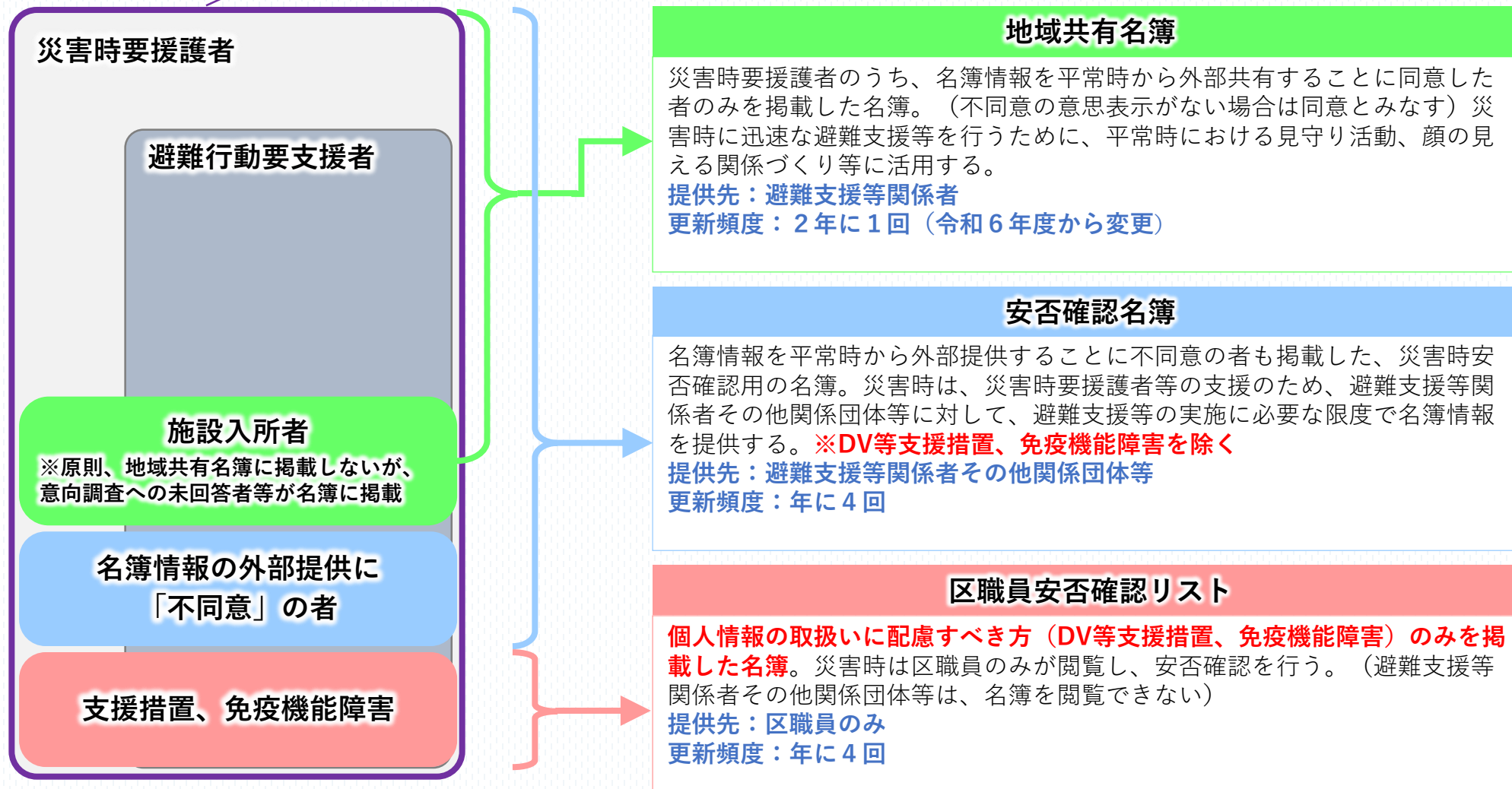
- ・氏名
- ・年齢
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他連絡先
- ・登録事由
- ・前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

### 【避難支援等関係者（名簿共有先）】

- ・地域防災組織
- ・民生委員
- ・警察署
- ・消防署・消防団
- ・社会福祉協議会
- ・高齢者総合相談センター
- ・その他区長が必要と認める団体

## 2. 災害時要援護者名簿の種類

### 災害時要援護者データベース（**全件名簿**）



## 3. 災害時要援護者名簿の作成について①

### 1. 全件名簿(名簿管理ツールから印刷可能)

#### 作成目的

災害時要援護者全員を把握するため、災害時要援護者名簿管理ツールにより管理・作成

#### 更新頻度

四半期に一度更新

#### 基準日

4月・7月・10月・1月の1日を基準して当該月の10日頃更新

#### 名簿公開範囲

防災主管課職員及び福祉主管課職員のみ

### 2. 区職員安否確認リスト(名簿管理ツールから印刷可能)

#### 作成目的

DV等支援措置者と免疫機能障害者(以下、「機微情報保持者」という。)の安否確認を実施するために作成

#### 掲載対象

全件名簿に掲載されている災害時要援護者のうち、機微情報を保持する方

#### 名簿公開範囲

機微情報保持者の安否確認に携わる区職員のみ

## 3. 災害時要援護者名簿の作成について②

### 3. 安否確認名簿(発災時は各救援センターで名簿管理ツールから印刷可能)

#### 作成目的

発災時、各救援センターで災害時要援護者の安否確認を実施するために作成

#### 掲載対象

全件名簿に掲載されている災害時要援護者のうち、機微情報を保持していない方

#### 名簿公開範囲

各救援センターにおいて安否確認業務に携わる職員及び区民等

### 4. 地域共有名簿(名簿管理ツールから印刷し配布)

#### 作成目的

平常時、名簿提供先が実施する活動(訪問等の見守り活動や地域での支え合いの仕組みづくりなど)を通して災害時に備えるために作成(隔年で作成)

#### 掲載対象

安否確認名簿に掲載される災害時時要援護者のうち、地域共有名簿への掲載意向調査(参照: 8ページ)において「不同意」の申出をした方以外

#### 名簿公開範囲

町会・自治会等、条例で規定する避難支援関係者(参照: 3ページの名簿共有先)に配布

## 4. 各名簿の掲載人数

1. 全件名簿（令和8年1月1日現在）  
9, 278人（うち、避難行動要支援者5, 439人（58.6%））
2. 区職員安否確認リスト（令和8年1月1日現在）  
340人（うち、避難行動要支援者6人（1.8%））
3. 安否確認名簿（令和8年1月1日現在）  
8, 938人（うち、避難行動要支援者5, 436人（60.8%））
4. 地域共有名簿（令和6年12月作成）  
5, 754人（うち、避難行動要支援者3, 124人（54.3%））

上記の他、災害時に安否確認を必要とする高齢者等については、区内に8か所ある高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）において「見守り名簿」を作成し必要な対応を行うこととしている。

## 5. 地域共有名簿への掲載意向調査について

1. 実施時期 令和6年7月～9月（隔年で実施）
2. 1回目調査書送付（施設入所者等を除き7月22日に送付）  
8,295人（うち、避難行動要支援者4,810人（58.0%））
3. 2回目調査書送付（1回目の未回答者へ9月9日に送付）  
4,435人（うち、避難行動要支援者2,727人（61.4%））
4. 調査結果

同意	3,275人（39.5%）
不同意	1,649人（19.9%）
未回答	3,235人（39.0%）
郵便戻り	136人（1.6%）

## 6. 地域共有名簿の配布について

1. 配布時期 令和6年12月（隔年で配布）
2. 配布先機関等（配布方法）
  - 町会・自治会（区政連絡会で配布）
  - 民生委員（民生・児童委員連絡会で配布）
  - 警察署、消防署、消防団（防災危機管理課から直接配布）
  - 豊島区民社会福祉協議会（直接持参）
  - 高齢者総合相談センター（センター長連絡会で配布）
3. 配布媒体・配布形態
  - 名簿を紙に印刷して配布先機関・個人毎にフラットファイルに収納し配布
  - ※町会・自治会へは併せて鍵付きのバックを配布
4. その他の配布物
  - ※資料1「災害時要援護者地域共有名簿取扱マニュアル」以降、資料は以下のZフォルダー参照
  - Z:¥全庁交換フォルダー¥006001福祉総務課¥1月分(3月末削除)¥災害対策G¥難病対策地域協議会参考資料

# 7. 個人情報の取扱いに関する研修

1. 実施時期 令和7年2月8日

2. 対象 町会・自治会の防災担当者及び役員

3. 研修内容

①個人情報保護法における要援護者名簿の取り扱いと保管について

→条例に定めのある個人情報の取扱いに関する研修を実施

※資料2「防災対策と個人情報～町会・自治会向け～」

動画：( <https://www.youtube.com/watch?v=tP0NvoV8z4E> )

②災害時要援護者名簿の活用方法について

→名簿の活用方法と区内町会及び他自治体における活用事例を紹介

※資料3「災害時要援護者地域共有名簿活用事例集」

※資料4「災害時要援護者及び避難行動要支援者支援の手引き」

4. 参加者 63町会・92人

# 8. 掲載意向調査の結果の入力・名簿作成(名簿管理ツール画面)

災害時要援護者名簿管理ツール(テスト)  
意向情報・その他情報入力

業務選択 - 災害時要援護者名簿管理ツール

使用環境: 基幹システム(Sドライブ) ログイン日時:

R7.9.2 総合防災訓練 ユーザID:

## 対象者検索画面

**基本情報**

宛名番号

地域共有の同意  同意  不同意  郵便戻り  未確認

意向確認対象者  該当する  該当しない

介護被保番号

氏名

生年月日

年齢

住所

性別  男性  女性

**意向情報・その他情報入力(テスト)**

住基消除者

宛番号 76685062 世帯番号 76685062

カナ氏名 ウエノ スギヤマ 生年月日 大正15年01月01日

漢字氏名 上野 スギヤマ 性別・年齢 男 99 歳

英字氏名

通称名 外国人国籍

住所 170-0003 雑司が谷1丁目1番5号  
ハウス豊島区 207号

身障手帳 障害部位 愛の手帳 介護給付 手上げ

身障手帳番号 視覚

身障手帳等級 聴覚

統計部位区分 平衡

障害施設該当 言語

肢体

内部

**意向情報・その他情報入力(テスト)**

住基消除者

宛番号 76685062 世帯番号 76685062

カナ氏名 ウエノ スギヤマ 生年月日 大正15年01月01日

漢字氏名 上野 スギヤマ 性別・年齢 男 99 歳

英字氏名

通称名 外国人国籍

住所 170-0003 雑司が谷1丁目1番5号  
ハウス豊島区 207号

**意向調査入力画面**

地域共有の意向確認日

地域共有の意向  未確認

不同意の理由

電話番号  FAX番号  その他の内容

メールアドレス

緊急連絡先

氏名

フリガナ

本人との関係

電話番号  FAX番号  メールアドレス

地域共有の意向の再検

**意向情報・その他情報入力(テスト)**

住基消除者

宛番号 76685062 世帯番号 76685062

カナ氏名 ウエノ スギヤマ 生年月日 大正15年01月01日

漢字氏名 上野 スギヤマ 性別・年齢 男 99 歳

英字氏名

通称名 外国人国籍

住所 170-0003 雑司が谷1丁目1番5号  
ハウス豊島区 207号

**個別避難計画入力画面**

避難計画優先度判定

避難計画作成の意向  未確認

避難計画作成支援の希望

避難計画作成状況

避難計画作成日・受領日

避難計画作成者

避難計画作成意向の再検

フォームビュー

NUMLOCK

フォームビュー

NUMLOCK

## 9. 個別避難計画の作成について

1. 法的根拠 令和3年の災害対策基本法の一部改正において、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。
2. 実施方法 優先度の高い避難行動要支援者について令和3年度からおおむね5年程度で作成することを市町村に求めている。
3. 作成状況 延作成件数 774件
4. その他 現在、豊島区介護事業者災害対策連絡協議会への個別避難計画の作成委託を進めている。（契約締結作業中）  
年度内は委託による作成希望者のうち介護サービスの利用者に対する作成を進める。  
来年度以降は、サービス未利用者へ作成委託拡大を検討。

# 10. 個別避難計画の作成に関する調査

1. 実施時期 令和6年7月

2. 実施方法 地域共有名簿掲載意向調査と併せて個別避難計画の作成への同意、自主作成の呼びかけを実施するとともに、作成へは同意するが自主作成が困難な方へは、作成委託の希望調査を実施

3. 調査結果

調査対象者	4,810人
個別避難計画作成への同意	1,150人(23.9%)
自主作成による計画提出	774人(16.1%)
委託による作成希望	284人(5.9%)

# 11. 個別避難計画の様式

**個別避難計画の作成意向確認書**

私は、「個別避難計画」を作成する意思事項を確認の上、個別避難計画を作成すること、私の心身の特性や個別避難計画と避難支援者と連携することに同意する。

作成対象者

氏名 豊島 太郎

住所 豊島区南池袋  
2-45-1

署名 豊島 太郎

同意したうえで、以下のとおり作成しました。  
なお、作成した計画は関係者と共有の上、区へ提出します。  
※下記の要項とひなん計画を記入の上、本計画の写し(両面のみ)を区へ提出してください。(区運営にも写しを添えて情報共有してください。)

同意して、区からの作成支援を希望します。  
なお、作成支援を受けるため、区が指定する作成支援者に対して、作成支援に必要な個人情報を提供することに同意します。  
※下記の要項欄に記入の上区へご提出ください。(要項欄以外に記入不要)

署名 豊島 太郎

代表 (本人が直接作成する場合) 代表者 [ 豊島 花子 ] 職別 [ 妻 ]

---

**豊島 さんの わが家のひなん計画** 作成日 令和〇年〇月〇日

災害から自分たちの命を守るため、災害が近づくとあらかじめ取るべき行動を決めておく、いざというときのひなん行動に役立ちます。「わが家のひなん計画」を作成して、ひなん行動を事前に整理しておきましょう。

**自宅の危険度とひなん先** ハザードマップで調べた自宅の危険度などを記入しましょう。また、ひなん先・移動方法・所要時間を話し合っておきましょう。

**自宅の状況**

1 住居形態  
 戸建  集合住宅

2 構造  
 木造  鉄骨、鉄筋

3 居住階  
...4.5階建の...1階

4 エレベーターの有無  
あり  なし

**災害リスク**

洪水・内水  
 リスクあり  
 洪水  
 内水氾濫  
想定浸水深 1 m

土砂災害  
 リスクあり  
 土砂災害警戒区域  
 土砂災害特別警戒区域  
 リスクなし

原住階と想定浸水深に〇を付けて、風水害時に在宅避難できるか確認しましょう

3階以上 5m以上  
3階～5階未満 3m～5m未満  
2階 1m～3m未満  
1階 0.5m～1m未満  
0.5m未満

在宅避難  できる  できない

ひなん先	ひなん先の種類	在宅ひなん、救援センター、親戚・知人宅など	移動方法	所要時間	風水害	地震
ひなん先1	在宅ひなん		-	- 分	×	○
ひなん先2	救援センター (高志保小学校)		徒歩	10 分	○	○
ひなん先3	長女宅 (〇〇県〇〇市)		車	60 分	○	○

災害時に支障してほしくないこと (使用している医療機器など) 支援のとき気を付けてほしいこと

1 設備関係のため、避難時にはインシュレーションと常用薬を持ち出すこと 耳が遠いため、大きな声で呼び返してほしい

**自分と支援者の連絡先** ひなんすることになりそうときは、家族や支援者と連絡を取って相談しましょう。

関係	名前 (関係)	電話番号	支援者の居場所 (自宅など)	自宅以外の主な居場所 (職場・学校など)	備考 (金銭関係・対応可能な時間帯など)
私 (本人)	豊島 太郎	00-0000-0000	-	-	-
同居者 (家族以外)	豊島 花子(妻)	同上	同居(区内・区外)	〇〇ストア(勤務先) 南池袋0-0-0	勤務先で発生した場合、自宅に戻って付き添ひのひなんを行う
同居者 (家族以外)	池袋 幸子(長女)	000-0000-0000	同居(区内・区外)	-	〇〇所に居住 情報伝達・安否確認
同居者 (家族以外)	妻 次郎(知人)	000-0000-0000	同居(区内・区外)	-	年金受給 貸付・付き添ひのひなん

**メモ** 大震災などで大きな被害が想定される場合は、事前に長女宅への区域避難を検討する。インシュレーションは避難時に使用。常備薬は避難時の確認の場の中に入れて、非常持ち出し品は避難時の避難の場に入れておく。

## わたしと家族のひなん行動

台風の接近など大雨のおそれがある場合は、安全な場所へひなんすることが大切です。あらかじめ自分や家族、お住まいの地域に応じて、ひなんのタイミングやひなん先を確認しましょう。災害時は、危険と判断した場合は必ず的にひなんしましょう。

### 警戒レベル 1

#### 災害への備えを始める

- 非常持ち出し品を確認する。
- 家族の今後の予定や居場所を確認する。
- 親戚や知人にひなんさせてもらうことを依頼する。
- テレビやインターネットなどで気象情報を確認する。
- 家族や支援者とひなんするタイミングを相談する。

### 警戒レベル 2

#### 自分や家族のひなん行動を確認

- 区ホームページや安全・安心メールなどで、救援センターの開設状況や気象情報などを確認する。
- ひなん先・経路、移動方法などを再確認する。
- 携帯電話の充電を確認する。
- ひなん開始の準備をする。

### 警戒レベル 3

【高齢者等避難】

#### 高齢者等は危険な場所からひなん

- 区ホームページや安全・安心メールなどで、救援センターの開設状況や気象情報などを確認する。
- ひなん先と移動手段を確認する。
- 支援者に助けてもらう。(要らなくても、ひん亮光・移動手段を確認してもらうなど)
- 家族や支援者にひなんしたことを連絡する。

### 警戒レベル 4

【避難指示】

#### 危険な場所から全員ひなん (警戒レベル4までに全員ひなん)

- テレビやインターネットなどで最新の状況を確認する。
- 家族や支援者にひなんしたことを連絡する。(警戒レベル4でひなんした場合)

### 警戒レベル 5

【緊急安全確保】

#### 命の危険、直ちに安全確保

※すでに区内で災害が発生または発生する恐れがあります。風水害リスクの低い自宅の上層や高い場所に移動するなどし、直ちに命を守る行動をとってください。

## 災害情報の入手方法

安全にひなんするためには、災害情報やひなん情報などの情報を速やかに入手することが大切です。スマートフォン(携帯電話)、パソコン、テレビ、ラジオなど、防災関連の情報源を積極的に入手しましょう。

### スマートフォン(携帯電話)、パソコン

豊島区ホームページ  
<https://www.city.toshima.lg.jp/>

豊島区安全・安心メール 【登録が必要】

防災、防災、気象、地震、交通事故に関する様々な安全・安心情報を、メールにてお届けします。  
<https://www.city.toshima.lg.jp/049/boosa/onzen/003076.html>

東京都防災アプリ 【インストールが必要】

防災の基礎知識や災害情報など、役立つコンテンツが充実した東京都の公式防災アプリです。マイエリアに接続すると豊島区の気象情報、地震情報、ひん亮光情報などをアプリ配信で得られます。

東京都風水害リスク検査サービス

浸水予想区域で示している「浸水リスク」を地図や住所から簡単に検索することができる東京都のサービスです。  
[https://www.kensaku2.metro.tokyo.lg.jp/gyoumei/sushu\\_seki/04/kenpaku.html](https://www.kensaku2.metro.tokyo.lg.jp/gyoumei/sushu_seki/04/kenpaku.html)

「豊島区安全・安心メール」または「東京都防災アプリ」を事前に登録・インストールしておきましょう!

### 気象庁 キキクル

気象庁が提供している防災情報で、「浸水害」「洪水害」「土砂災害」のリアルタイムの危険度がわかります。  
<https://www.jma.go.jp/bosk/msh/>

緊急速報メール 【登録不要】

対象地域内でスマートフォン(携帯電話)をお持ちの方に、緊急を要する重要な情報などを一斉にお知らせします。

### テレビ

#### データ放送

気象庁情報・避難や災害情報、交通やライフラインについて情報が確認できます。  
①テレビの電源を入れ、リモコンの「d (データ放送)」ボタンを押す。②リモコンの表示に必要な情報に合致して「決定」を押す。

### 非常持ち出し品 チェックリスト

非常持ち出し品は、ひなんするときに必ず持ち出すものです。リュックに入れて、車庫や玄関など持ち出しやすい場所においておきましょう。

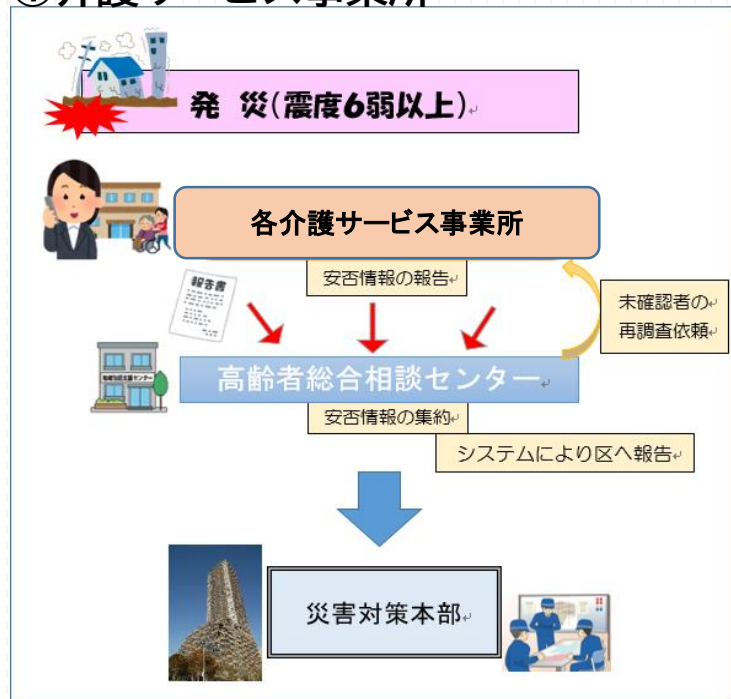
- |                                         |                                    |                                    |                                  |
|-----------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> スマートフォン (携帯電話) | <input type="checkbox"/> 非常食       | <input type="checkbox"/> ウエットティッシュ | <input type="checkbox"/> 懐かきつ    |
| <input type="checkbox"/> 充電器            | <input type="checkbox"/> 飲料水       | <input type="checkbox"/> ドライシャンプー  | <input type="checkbox"/> コップ     |
| <input type="checkbox"/> 貴重品・現金・身分証明書   | <input type="checkbox"/> 割りばし・スプーン | <input type="checkbox"/> ビニール袋     | <input type="checkbox"/> コールレス電話 |
| <input type="checkbox"/> 災害用・地方薬・お薬手帳   | <input type="checkbox"/> 箸替え・下着    | <input type="checkbox"/> 高圧洗浄機     | <input type="checkbox"/> セット     |
| <input type="checkbox"/> 救急セット          | <input type="checkbox"/> 歯磨きセット    | <input type="checkbox"/> 粉ミルク・哺乳瓶  | <input type="checkbox"/> 体温計     |
| <input type="checkbox"/> 懐中電灯           | <input type="checkbox"/> タオル       | <input type="checkbox"/> 簡易食       | <input type="checkbox"/> 靴       |

※資料5「わが家のひなん計画(記入見本)」

# 12.災害時要援護者の安否確認体制

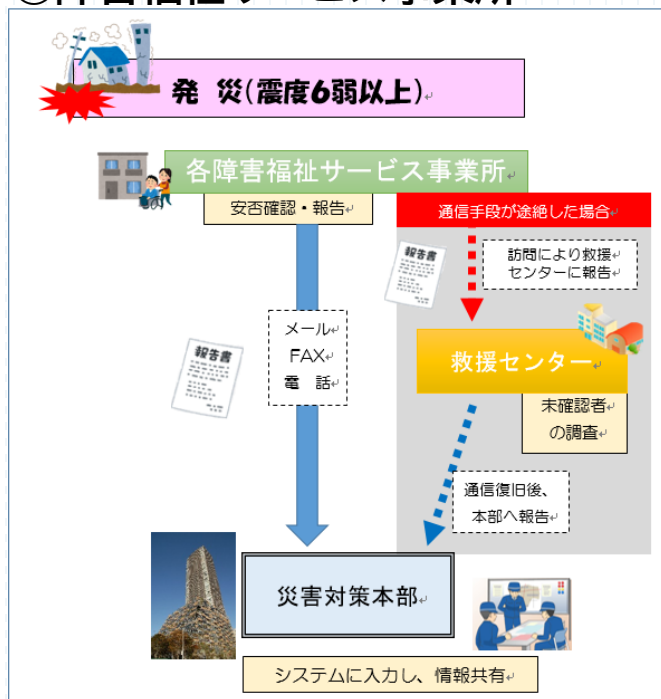
下記①～③に加えて、地域の方に情報共有できない方（DV等支援措置、免疫機能障害）は、区職員が安否確認を行う。

## ①介護サービス事業所



介護事業所は、BCPIに基づき収集した利用者の安否情報を、区との協定又は要請に基づき、8つの圏域の高齢者総合相談センターのいずれかに、報告します。高齢者総合相談センターは、取りまとめた情報を安否確認システム(名簿管理ツール)に入力し、区災害対策本部へ報告します。

## ②障害福祉サービス事業所



障害福祉サービス事業所は、BCPIに基づき、利用者の安否状況の確認を行い、区災害対策本部や救援センターへメール、FAX等により報告します。通信手段が遮断している場合は、近隣の救援センターへ直接安否情報を報告します。報告を受けた災害対策本部や救援センターでは安否確認システムに安否情報を入力し、安否情報を共有することにより、迅速な安否確認活動が行えるようにしていきます。

## ③救援センター



区内35か所に設置された救援センターにおいて、地域との共同による安否確認作業を実施します。結果は配備職員安否確認システムに入力します。発災時に迅速な安否確認活動を展開するため、救援センターを基軸とした共助と公助との連携による体制を整備します。

# 12.災害時要援護者の安否確認体制(イメージ図)

## ■災害時要援護者への対応について

### 介護・障害サービス利用者の安否確認体制(案)

安否確認・避難行動支援関連図



救援センター方式の安否確認は、「安否確認名簿」(紙)を使って行います。名簿は、各救援センターの端末で「名簿管理ツール」を使って、放課後対策課のプリンタから印刷します。

(従来)  
「救援センター方式」

- 各救援センターに安否確認・支援班の区職員を配置
- 町会などに安否確認調査を依頼
- 町会、民生・児童委員、近隣住民は、安否情報を収集し、救援センターに報告
- 収集した情報を総合防災システムに入力

(新たに追加)  
「事業者活用方式」

- 介護・障害福祉サービス事業者はBCPに基づき、サービス利用者の安否を確認し、区に報告
- 収集した情報を総合防災システムに入力
- 安否確認・避難情報などを事業者と共有

**安否確認マニュアル**  
安否確認に関するマニュアルについては、「災害時要援護者等支援マニュアル」の他、「救援センター用安否確認マニュアル」「介護サービス事業者用安否確認マニュアル」「障害サービス事業者用安否確認マニュアル」の作成を進めている。現在公開しているのは「障害サービス事業者用」(資料6「地震発生時用安否確認マニュアル(障害福祉サービス事業所編)」参照。HPで公開)のみ。他のマニュアルについては、令和7年度中の公開に向け作業を進めています。

# 13. 災害時要援護者の安否確認入力・集計(名簿管理ツール画面)

業務選択 - 災害時要援護者名簿管理ツール

災害時要援護者名簿管理ツール(テスト)  
意向情報・その他情報入力

使用環境: 基幹システム(Sドライブ) ログイン日時:

R7.9.2 総合防災訓練 ユーザID:

## 対象者検索画面

FMenu\_222\_安否情報集計 - 災害時要援護者名簿管理ツール

集計する区域種別を選択してください。  
区域種別: **救援センター**

集計する名簿種別を選択してください。  
名簿種別:  安否確認リスト  区職員安否確認リスト

**基本情報**

宛名番号

地域共有の同意  同意  不同意  郵便戻り  未

意向確認対象者  該当する  該当しない

介護被保番号

氏名  カナ・漢字・アルファベット

生年月日  ~  日付入力又は

年齢  ~

住所

性別  男性  女性

区域種別	総数	実施済	安否確認結果			無事	軽傷	重症	死亡	不明(確認とれず)	その他
			確認済	確認とれず	未実施						
▶ 全体	232	121	108	13	111	88	8	8	1	16	
▶ 清和小学校	5	5	5			4		1			
▶ 西巣鴨小学校	2	2	2			1				1	
▶ 朝日小学校	4	4	4			4					
▶ 巣鴨北中学校	1	1	1			1					
▶ 朋有小学校	11	9	8	1	2	7		1		1	
▶ 豊成小学校	10	5	3	2	5	3				2	
	2	1	1	1	6	1				1	
	7	6	1	5		5		1		1	
	2	2		2		2					
	4	4		2		2	1	1			
	11	10	1	2		9	1			1	
	5	4	1	2		2	1	1		1	
	5	5		2		3	1		1		
	13						1				
	2						1				
	1										
	3									1	

**安否情報入力(テスト)**

使用環境: 基幹システム(Sドライブ) ログイン日時:

ユーザID:

宛名番号: 76571565 世帯番号: 76571522

カナ氏名: ハセ ムラカミ 生年月日: 昭和05年09月05日 介護被保番号:

漢字氏名: 長谷 ムラカミ 性別・年齢: 男 | 95歳 要介護:

英字氏名:  愛の手帳: 4度

通称名:  身障手帳:

住所: 170-0003 駒込2丁目1番5号 外国人居留:  精神手帳:

人工呼吸器:

**集計画面**

集計表出力 再読込 戻る

**履歴**

確認日時: 2025/09/02 14:15 確認者: 駒込施設 入力日時: 2025/09/02 13:11 入力者:

確認状況: 確認済み | 安否: 無事 | 移送: 不要 | 避難先: 在宅避難

備考:

ユーザID:  削除フラグ:

**入力・履歴画面**

保存 取消 削除フラグ更新 戻る メニューへ戻る

レコード: 1 / 1

フォームビュー

名簿  
名寄せ、各種印刷、要援護者の検索などを行います。

安否確認  
災害名の管理、安否情報の入力・照会・集計などを行います。

ツール管理  
ツール操作ログの出力などを行います。

# 14. 無事ですシールについて(概要)

1. 作成目的 災害時要援護者の安否確認活動は、救援センターや障害サービス事業者、介護サービス事業者など、複数の主体が同時に活動することから、訪問による重複確認を避け、効率的な安否確認活動を実現するために作成
2. 作成種別
  - ①無事ですシール（A 5サイズ：令和6年に1万部作製）  
→災害時要援護者が自主的に提示するシール
  - ②安否確認済みシール（A 6サイズ：令和6年に3万部作製）  
→安否確認協力者が災害時要援護者宅に掲示するシール
3. 配布先
  - ①災害時要援護者（令和7年3月に配布）
  - ②救援センター、障害サービス事業者、介護サービス事業者  
※障害サービス事業者、介護サービス事業者へは令和7年3月に配布済み  
救援センターへは順次配備を進めている。

# 15. 無事ですシールについて(利用方法①)

## 3 シールを活用した安否確認の方法

豊島区では災害時要援護者の安否確認をおこなうため、「無事ですシール」と「安否確認済シール」の2つのシールを活用し、効率的な安否確認をおこないます。



無事ですシール

災害時要援護者ご本人（またはご家族）が自身の無事を安否確認者に知らせるために、自宅に自分で貼るシールです。



安否確認済シール

平時は安否確認をする協力者が保管し、安否確認が完了した際に玄関に貼るシールです。

### 説明

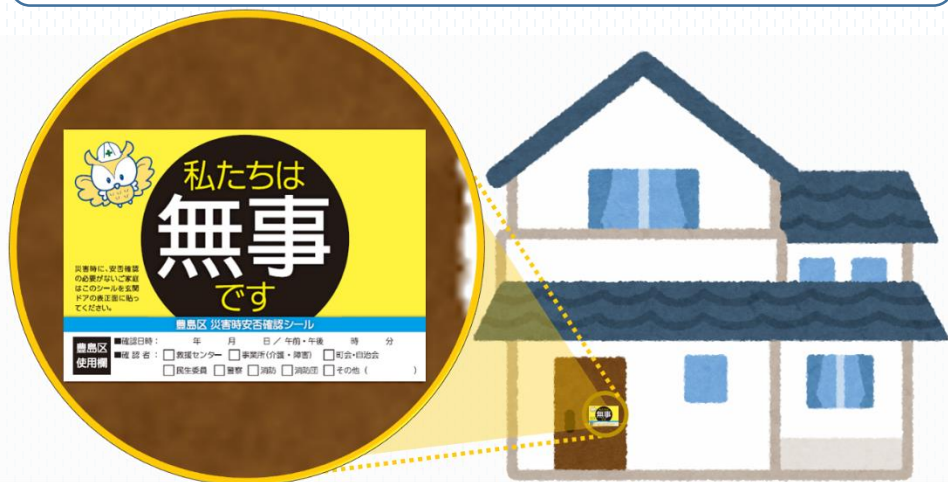
- ・外から、安否情報が分かる
- ・様々な主体が安否確認を行うため、安否確認が済んでいる家庭に(別の主体が)何度も訪問することを防ぐ。  
➡効率的な安否確認に寄与
- ・シールには記入欄があり、シールを確認したら、日時と所属を記入することで、重複確認を避ける。
- ・R7年度に「要援護者本人」「障害・介護事業者」に配布済
- ・救援センターへは順次配備を進めている。

# 15. 無事ですシールについて(利用方法②)

豊島区では、災害が起きた際、救援センターや障害福祉・介護サービス事業者の協力を得て、災害時要援護者の方の安否確認を行います。

「無事ですシール」・「安否確認済シール」は、大震災発生時に助けが必要な方を速やかに見つけるためのツールです。

地域の被害を減らすために、シールの掲出の協力をお願いしています。



## 4 無事ですシールは「わが家は無事です」の目印です

大きな地震(震度6弱以上)が起きたとき、災害時要援護者の方に対する安否確認や救護活動が不要の場合、外から見やすい玄関ドアや門扉に「無事ですシール」を掲出してください。

シールを貼ることで、安否確認者に「うちは大丈夫です」ということを知らせるサインになります。

### シール貼ってある場合



ご家庭が無事だということを、外からすぐに確認することができます。

### シールが貼ってない場合



家の中で倒れていたり、倒れた家具に挟まり身動きがとれないことも考えられます。

# 16. 災害時要援護者の避難場所について

## 1. 避難場所

国は、避難行動要支援者の避難場所について、福祉避難所への直接避難を推奨していますが、豊島区の福祉救援センター（福祉避難所）は、発災後必要に応じて開設される場所（二次避難所）にあたるため、福祉救援センターへ直接避難はできません。

そのため、救援センター（避難所）内に、災害時要援護者を受け入れるための福祉室（福祉避難スペース）を設けて、災害時要援護者を含む要配慮者を受け入れます。

## 2. 福祉救援センターの開設

発災時、定員超過等により、救援センターで要援護者の受け入れが困難になった場合や、避難した要援護者が、自宅に戻るめどが立たず、福祉室等で長期間にわたる避難生活が困難であると思慮される場合など、災害対策本部の決定により開設されます。

本区の福祉救援センターは、「介護型」「障害型」「子育て支援・乳幼児対応型」の3類系があり、本人の状況に併せて収容先を決定します。

# 17. 災対福祉部の組織について

## 1. 災対福祉部の組織

3課5班体制（カッコ内の数字は災対福祉部指定職員数）

- 管理・ボランティア課 庶務班（6名）  
ボランティア班（5名）
- 要援護者対策課 要援護者対策班（10名）  
安否確認・避難支援班（8名）
- 福祉救援センター課 福祉救援センター班（介護型20名）  
（障害型13名）  
（子育て支援・乳幼児対応型：調整中）

## 2. 災対福祉部指定職員の指名について

発災時、安否確認や福祉救援センターの開設・運営等、災対福祉部として最低限の機能を維持するため、昨年度、防災危機管理課と調整して、福祉救援センターとの調整に一定の知見があったり、近隣に居住して災害時の総応力が高いなど、一定の要件にあてはまる災対福祉部職員62名を災対福祉部指定職員として指名し、災対福祉部各課や福祉救援センターへ配置した。

# 18. 今後の課題について

## 1. 移送体制の構築

自力での避難等が困難な要援護者等を自宅から救援センターや緊急医療救護所、また、救援センターから福祉救援センターへ移送する体制が整っていない

## 2. 福祉サービスの提供及び医療との連携

令和7年の災害救助法及び災害対策基本法において、福祉サービスの提供が正式に位置付けられたことにより、従来からあった医療の提供との連携が課題

## 3. 福祉救援センター開設の判断基準及び受入対象者の判断基準

福祉救援センター開設の必要性を判断するために、救援センターへの避難者や、在宅の避難者の中から、真に福祉救援センターへの避難が必要な人数をどのように把握するか、また、福祉救援センターへ収容する際の、優先順位の付け方や誰がどのように判断するかなどの課題がある

# 19. 災害時要援護者対策に関する区の検討体制

- 令和3年の災害対策基本法改正により、区市町村に避難行動要支援者にかかる「個別避難計画」の作成が努力義務化された。  
(内閣府：計画作成の優先度が高いと判断される者については、概ね5年程度で作成に取り組むこと。)
- 区は、庁内横断的な検討チームを設置し検討している。令和6年度に、それまで6つのチームに分かれていた検討チームを、災对各課ごとの4つのチームに再編した。
- 令和5年度より大正大学と共同研究を開始し、個別避難計画の作成を推進している。

震災・風水害対策  
推進本部

(推進本部事務局：防災危機管理課)

災害時要援護者  
対策部会

【メンバー】 福祉部長、危機管理監、区民部長、子ども家庭部長、防災危機管理課長、区民活動推進課長、福祉総務課長、高齢者福祉課長、障害福祉課長、障害支援担当課長、介護保険課長、子育て支援課長、子ども家庭支援センター長、保育課長  
◎福祉総務課(事務局)、防災危機管理課、区民活動推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課

検討チーム	主な検討内容	令和7年度の庁内検討メンバー (◎事務局)
管理・ボランティア課 チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災対福祉部の体制整備</li> <li>■ 災対福祉部の情報集約</li> </ul>	◎福祉総務課、防災危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課
要援護者対策課 チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 安否確認</li> <li>■ 移送</li> <li>■ 名簿・システム</li> </ul>	◎福祉総務課、防災危機管理課、区民活動推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課
福祉救援センター課 (介護) チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 介護型の開設・運営</li> <li>■ 備蓄物資</li> </ul>	◎高齢者福祉課、防災危機管理課、福祉総務課、介護保険課
福祉救援センター課 (障害) チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 障害型の開設・運営</li> <li>■ 備蓄物資</li> </ul>	◎障害福祉課、防災危機管理課、福祉総務課
福祉救援センター課 (子育て) チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て支援・乳幼児対応型の開設・運営</li> </ul>	※子ども家庭部にて検討 ※検討状況を対策部会に共有していただく
個別避難計画 チーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別避難計画</li> </ul>	◎福祉総務課、防災危機管理課、区民活動推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課

ご清聴ありがとうございました。

令和8年1月20日 福祉部 福祉総務課